

## 日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

## 第二部 労働運動

## 第五編 労農政党

## 第三章 共産党

## 第三節 野坂政治局員の自己批判

コミンフォルム機関紙「恒久平和と人民民主主義のために」一月六日号で批判された日本共産党政治局員野坂参三は二月六日付「アカハタ」紙上に『私の自己批判』と題する論文を発表した。

これよりさき、一月二五日、彼は衆議院本会議における代表質問演説にたった。この演説は「一九五〇年は日本の運命を決する年である」と前提し、軍事基地化の問題と経済の隷属化の問題を「動かしがたい事実にもとずいて質問」した。そうして、全面講和実現のための運動の必要性を強調し、民族戦線の綱領を提唱した(後述の「民主民族戦線の結成ならびに共同綱領についての檄文」の項を参照)。

これが「政府および民主自由党の感情を極度に刺激した」(毎日新聞)と評されていることによって明かなように、コミンフォルム機関紙の野坂批判と、それにつづく拡大中央委員会以後、日本共産党が、国会においてはじめてその態度を表明した演説として重視された。しかも、それが野坂参三自身によりおこなわれた点が、彼の自己批判と関連して注目をあびたのである。

野坂参三「私の自己批判」の要点はつぎのとおり。

私の意見の内容には、どのような誤りがあったか。

一、たとえ、一九四六年の状況のもとにあっても、われわれのかかげる「ポツダム宣言の厳正実施」のスローガンが、そのまま厳密に実行されるような客観的條件があるかのような錯覚をおこした。また、戦後直ちに、世界が二つの陣営に分裂し始めた事実とその意義、ならびに、戦後の帝国主義に対する正しい分析にもとずいて書かれなかった。

二、ソ同盟の援助によって解放された東ヨーロッパの状態と、事情の異なる日本との間には、根本的な相違のあることを正しく見ないで、むしろ、両者が同様であるような理解をもった。

三、権力の問題について、国際独占資本が、国内の全分野を支配しつつあることを明らかにして、ここに一切を集中しなければならぬこと、すなわち、民族独立が戦略的な基本的任務であることを十分に明確にしなかった。また、革命は権力の問題であって権力は階級的であるとともに、武力によって裏付けられていることを強調しないで、これとの闘争が、いつでも平和的手段でおこないうるような見解をもった。

四、以上の点から、国会を通じて、政権を握りうる可能性を強調した。しかし、この場合にも、私は、社会民主主義的な議会主義を主張したのではない。

しかし「国会を通じて政権に近づく」という考えは、権力や国会に対するマルクス・レーニン主義的な原則からの逸脱であって本質において社会民主主義への偏向であるといえる。

もう一つ重要なことは、今日の日本の国会は、東ヨーロッパの人民民主主義国の国会やフランス、イタリアの国会とちがった性格をもち、一種の従属国における国会の性格をもっている。したがって、これに対する共産党の根本的態度も、上記の国々の国会に対する態度とは違わなければならない。この点が、従来から、明確を欠いていた。ここからも、社会民主主義的偏向が生れた。

この偏向は、国会外の闘争に対する全党の眞剣な準備と努力とを弱めた。また、偏向は、共産党議員団の国会活動の実践の上でも若干あらわれた。

五、「評論家」は、一九四九年六月の中央委員会総会で、私のおこなった国会報告の一部をとりあげ「占領下において、人民民主主義政府を作ることは、もちろん、可能であると、きっぱり確言した」と書いている。

私のいわんとしたことは、共産党が大衆の支持をえ、他の民主勢力と提携いして、広大な大衆闘争を展開する場合には、民主政府をつくることができるとともに、占領軍も撤退せざるをえなくなる。すなわち、民主政権を樹立する闘争が、撤兵を促進し、完全な主権を回復する闘争であることを強調したのである。それにもかかわらず、占領下においても人民政権を樹立する可能性があることを認めたことは、私の主観的意図いかんを問わず、占領軍に対する正しい理解をさまたげる結果になっているのである。

六、私の重大な誤りの一つは、私に不十分や欠陥や誤りがあった場合に、ただちにこれを公然と、大胆に、明確に清算しないでズルズルベツタリになっていた点にある。これは党全体にとってもいえる。無論、えん曲な言葉で語らなければならない現状にはあるが、これを口実にして弁護することはできない。その結果、三年前に、誤りが大体わかっていたにもかかわらず、つい最近まで、断片的ではあっても同様な言辞をつかった。これは、私自身を誤らせただけでなく、党内に、正しくない傾向を残した。その責任は私にある。

以上に述べたような私の誤りは、どこに思想的根源があるか。

一、その根源は、目前の戦術のために、マルクス・レーニン主義的原則を軽視、または無視した点にある。

二、また、私の考えのなかには、折衷主義的なものがあった。たとえば「平和的手段による人民政権樹立の可能性」があるというだけで、常に国会を通じて社会主義政権を樹立しようと主張する社会民主主義理論とは異っている。しかし、戦後の事態が実証するように、日本の今の状態のもとでは、このような「可能性」はありえない。本質的には社会民主主義的偏向である。

三、次に、理論的修養と理論的厳格さが足りなかった。そして理論の俗流化がおこなわれた。そのために、誤りをいち早く認めて、これを克服することがむづかしかった。

四、徹底的な自己批判をおこなうことを妨害したのは、小ブルジョアの「面子」または名誉心である。たとえば「評論家」の論文を最初に読んだ時、野坂「理論」は「帝国主義占

領者美化の理論」の不当な文字を見て、私は激怒した。しかし、静かに考えてみると、私の理論には大なり小なり偏向がある。しかし、その時ただちに、これを卒直に認めることはできなかった。私にはいろいろの言い分があるし、また、私ひとりの責任ではないという弁解もあった。しかも、政治局の「所感」のなかには、私の「不十分と欠陥」が指摘してあるだけで「誤謬」とは書いていない。これに「誤謬」を加えることを私は躊躇した。

しかし、中央委員会の席上では私は、一切を清算することを決意した。そして私は、公然と誤りを認めたのである。

この『野坂自己批判』に対して、政府与党の民主自由党は「議会主義の否認と暴力革命の傾向を示すもの」(毎日新聞)と主張し、二月一日、衆議院本会議で同党佐々木盛雄議員が緊急質問をおこなった。

答弁になった殖田法務総裁も「日本における共産主義運動が国際的関連性を有することについては相当の証左がある。国際共産主義に対して、日本政府は、昨年七月四日のマ元帥声明とまったく見解を一にするものである」(毎日新聞)との見解を明かにした(詳細は第三部第二編を参照)。

これに対し、野坂議員は一身上の弁明をおこない、「吉田首相の一派こそ国会無視と暴力政治」をおこなっていると断じ「佐々木君は私の自己批判を問題にしているが、これは共産党内部の理論的問題であり、私個人の思想的問題である。このような問題をなんのために国会内で論議するのか。もしとりあげるならば吉田首相の反動的な思想こそ糾明しなければならぬ」とのべた。

なお、この演説は「一身上の弁明の範囲をこえている」という理由で、議長により中止を命ぜられ、波瀾をよんだ。

以上のように、国会で『野坂自己批判』問題をめぐり激しい論争がおこなわれた翌々日の二月一三日、法務府特別審査局は、共産党山形市委員会、布施市委員会、長崎県有家細胞、岐阜県和知細胞、広島県畑賀細胞、愛知県愛知時計細胞の各責任者を「昨年八月一三日、各政党下部組織は届出義務の勧告を受けていたが、半年を経過しても無届で活発な政治活動をつづけていた」(毎日新聞)という理由で、団体等規正令第六条第二項違反容疑により、検事総長に対し告発の手続をとった(詳細は第三部第二編を参照)

日本労働年鑑 第24集 1952年版  
発行 1951年10月30日  
編著 法政大学大原社会問題研究所  
発行所 時事通信社  
2000年6月1日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1952年版(第24集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---